

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、さらにこども計画を兼ねており、町内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、子育て支援を総合的に推進するものです。

そのため、全町的に広く連携し、美深町全体として、こども・子育て支援に取り組むことが必要です。

町内の子育て支援にかかわる家庭をはじめ、幼児センター、学校、地域、その他関係機関や団体等との連携の強化を図ります。

また、住民との協働で計画を推進していくためには、さまざまな取組について広く周知していくことが重要であるため、広報誌やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、こども・子育てに関する計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報について周知を図ります。

2 計画の推進管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内において進捗状況の把握・点検を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・道の動向に的確かつ柔軟に対応するため、情報収集に努め、必要に応じて計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。